

「四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例・条例施行規則」 の改正概要(案)にかかるパブリックコメントの意見の概要と市の考え方

平成26年8月18日(月)から9月17日(水)までの間、「四街道市墓地等の経営の許可等に関する条例・条例施行規則」の改正概要(案)の市民意見提出手続きを行ったところ、以下のとおり意見提出がありました。

意見の概要と意見に対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

- ・意見者数 2人
- ・意見件数 28件

| |
|------------------------|
| ○：意見を反映する必要があると判断したもの |
| □：意見の趣旨や考え方が既に入っているもの |
| △：今後の墓地行政を進める上で参考とするもの |
| ■：意見を反映しないもの |

| 番号 | 関連箇所 | 意見概要 | 区分 | 市の考え方 |
|----|--------|---|----|--|
| 1 | 【許可申請】 | ①必要墓地基数確認及び経営継続確保のために、新たに提出資料を明文化。 「税法等他法令が記帳義務を課す帳票類」を、事前申請時点から遡及して過去3年間の宗教活動を対象に提出させる。 | □ | ①②③ 今回の改正案にあります「宗教活動の実績を確認できる書類」等により、事前協議申請時、必要に応じて確認を行います。 |
| | | ②「新たに、市内で5年以上の宗教活動を条件とする」ほか、「新たに、休眠法人の買収や資金提供等の脱法行為を排除する」資料の提出。 | □ | |
| | | ③次のことを証する書類を提出する 過去3年間の財産目録及び収支計算書(他事業と区分した宗教活動に係る帳票類)。 | □ | |

| | | | | |
|---|---------------|--|--------------------------|---|
| 2 | 【事前協議申請】 | ①事前協議の徹底 墓地等経営を計画する者が経営の許可又は変更の許可を申請（以下「本申請」という。）する場合、「工事を着手する前」に「市長に事前協議を申し出る」ことを明記する。 | <input type="checkbox"/> | ①現条例第6条に規定があります。 |
| | | ②次のことを証する書類を提出する 過去3年間の財産目録及び収支計算書（他事業と区分した宗教活動に係る帳票類）。 | <input type="checkbox"/> | ②現在、財産関係の審査資料として提出を求めています。 |
| 3 | 【標識の設置】 | ①計画区域等に標識等を設置する 計画者に標識等によって計画を周知させ、地域住民への適切な説明を促す。 | <input type="checkbox"/> | ①今回の改正案に含まれております。 |
| 4 | 【勧告・公表】 | ①市長の勧告、公表について 墓地等経営を計画する者が、前項で定める住民への回答を怠った場合は、市長は計画者に対して勧告のうえ、弁明の機会を与え、必要な場合は公表できることとする。 | <input type="checkbox"/> | ①今回の改正案に含まれております。 |
| 5 | 【許可の基準】 | ①四街道市（以下、本市という。）における墓地経営は、本市がおこなわなければならない。ただし、市内に主たる事務所を有する宗教法人にあっては、条件をすべて満たす場合のみ、墓地経営の申請をすることができる。 | <input type="checkbox"/> | ①今回の改正案により、基本的に、四街道市と宗教法人のみが経営主体となります。 |
| 6 | 【許可の基準（宗教法人）】 | ①市内に主たる事務所を5年以上有すること。 | <input type="checkbox"/> | ①②主たる事務所の登記を含む宗教法人の認証時にも数年の宗教活動実績が要件とされているため、今回の改正案では、墓地等の経営の許可等に関し、登記後5年間の活動実績を求めることとしております。 |
| | | ②市内に有する主たる事務所において、宗教活動等が実質的におこなわれていて、その実績が概ね10年以上であること。 | △ | |

| | | | | |
|----|-----------------|---|-------------------------------------|--|
| | | ③所属する檀信徒から個別具体的な要請があること。 | <input type="checkbox"/> | ③現在、檀家・信徒用墓地として個別具体的な要請があることを求めています。 |
| 7 | 【許可の基準 (変更)】 | ①墓地等の経営計画の変更許可を申請する者は、当初の許可から5年以上経過した後、第6条に規定する市長との事前協議を経て申請すること。 | <input checked="" type="checkbox"/> | ①②変更の許可に関する規制については、今回改正案にあります、残区画数の条件により規制いたします。 |
| | | ②前回の申請（新設及び拡張（面積、基数）を含む）から概ね10年以上経過していること。 | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 8 | 【墓地の施設基準】 | ①墓地の区域内には、墓地の墳墓数に「0.1」を乗じて得た数(当該数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)以上の普通乗用車の駐車台数を有する駐車場を設けること。 | <input checked="" type="checkbox"/> | ①②③既存墓地への影響が大きいことから、左記規制は困難であると考えます。 |
| | | ②墓地の区画は、1㎡以上であること。 | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| | | ③墓地の規模に拘わらず一切の墓地について 区域内の通路の幅員は3m以上とする。区域内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6m以上とする。 | <input checked="" type="checkbox"/> | |
| 9 | 【大規模墓地】 | ①現行の「3000㎡以上」を、「2000㎡以上」に改定する。 | <input type="checkbox"/> | ①今回の改正案に含まれております。 |
| | | ②墓地の区域の面積が2000㎡以上の墓地にあっては、墓地の区域の面積に占める墳墓の面積の割合は、3分の1以下とする。 | <input type="checkbox"/> | △ ②今後の参考にいたします。 |
| 10 | 【経営者等の責務】 | ①責任対象となる墓地の区画面積は、第11条本文の施設基準と同様に、「3000㎡以上」を「2000㎡以上」に改め、整合性を図る。 | <input type="checkbox"/> | ①今回の改正案に含まれております。 |

以下は、改正概要(案)に直接関係するものではないため、貴重なご意見として今後の参考にいたします。

| 番号 | 関連箇所 | 意見概要 |
|----|----------------------|--|
| 1 | 【許可申請】 【事前協議申請】 | ・ 次のことを証する書類を提出する 経営開始後に周辺道路で渋滞が予想される日の交通対策（環境影響評価）。 |
| 2 | 【関係住民との協議】 | ・ 公衆衛生、公共の福祉等への配慮 墓地等の経営を計画する者には許可基準等に係る周辺住民からの意見に対し、具体的に回答する義務を課すとともに、回答の写しを市長に提出させ、市長は進行管理する。 |
| 3 | 【許可の基準 (宗教法人)】 | ・ 計画する墓地の規模が1000㎡以内かつ100基以内の墓地であり、前回の申請（新設及び拡張（面積、基数）を含む）から概ね10年以上経過していること。 |
| 4 | 【許可の基準 (災害、公共事業)】 | ・ 現行規定の「公衆衛生」を、原則として「周辺環境に重大な支障」を許可の基準に加える。 |
| 5 | 【墓地の環境基準等】 | ・ 規定に限定列挙する対象施設に、「児童福祉施設、介護保険施設及び老人福祉施設」を追加する。 ・ 住宅等から墓地までの距離は、「埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあつては100メートル以上」を、「墓地までの距離は200メートル」に改める。 |
| 6 | 【火葬場の施設】 | ・ 火葬場から住宅等までの距離は、500 m以上とする。 |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| | 基準】 | |
| 7 | 追加 【埋葬の禁止】 | <ul style="list-style-type: none"> ・埋葬の禁止 <p>墓地の経営者は、その経営する墓地に埋葬させてはならない。</p> |
| 8 | 追加 【罰則について】 | <ul style="list-style-type: none"> ・罰則について <p>第1項 個人、法人並びにいかなる呼称、名称においても、次の各号に該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第3条又は第4条の申請に際し、事実と反する事項を記載した書類を市長に提出し、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営を計画した者。</p> <p>(2) 第6条、第6条の2又は第6条の3の事前申請に際し、事実と反する事項を記載した書類を市長に提出し、墓地等の経営を計画した者。</p> <p>(3) 墓地又は納骨堂の廃止に際し、市長から指示された改葬等について必要な措置の履行などを怠った者。</p> <p>(4) 第18条に規定する墓地経営者等の責務に違反した者。</p> <p>第2項 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項各号に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前項各号に係る懲役又は罰金に処する。</p> |